

一般社団法人愛知県建設業協会 災害対策行動計画

目 次

第 1 章 目的・基本方針

第 1 条 目的

第 2 条 基本方針

第 2 章 平常時における防災活動

第 3 条 平常時における防災活動

第 3 章 大規模災害発生時における活動

第 4 条 災害対策本部の設置

第 5 条 災対本部の組織

第 6 条 災対本部の活動

第 7 条 予備本部の設置

第 4 章 防災訓練

第 8 条 防災訓練

第 5 章 広域的な応援・協力体制

第 9 条 広域的な応援・協力体制

附 則

第1章 目的・基本方針

(目的)

第1条 本行動計画は、中部地方整備局管内又は愛知県下において、震度6弱以上の地震あるいは津波や風水害等の異常な自然災害、大規模重大事故による災害など（以下「大規模災害」という）が発生した場合に、災害対策基本法第2条第6号に規定する指定地方公共機関として、一般社団法人愛知県建設業協会（以下「愛建協」という）の基本方針、具体的な体制、会員及び職員の行動計画等を定めることにより、愛建協と災害復旧支援協定（以下「災害協定」という）を締結している関係行政機関等の要請に応え、愛建協の社会的責任を果たすことを目的とする。

(基本方針)

第2条 愛建協は、大規模災害が発生した場合に備え、平常時から一般社団法人愛知県建設業協会災害支援情報共有システム（A S J K）を活用して、会員の協力人員、保有資機材の把握に努め、大規模災害発生時には、必要な体制を整え、愛建協の社会的責任を果たすため、関係行政機関等と連携を取り、救援・復旧活動に貢献する。

第2章 平常時における防災活動

(平常時における防災活動)

第3条 愛建協は、前条の基本方針に基づき、次の事項を行う。

- (1) 関係行政機関等との連絡調整をする。
- (2) 関係行政機関等の要請に応じて、災害復旧支援の協力人員及び資機材の数量等の把握をする。
- (3) 大規模災害発生後、愛知建設業会館在館者への生活面に係る準備（非常食、飲料水等の確保）。
- (4) 会員は、大規模災害発生時の出動要請に迅速かつ的確に対応できる社内管理体制を構築するとともに、災害時担当者等が変更となった場合は直ちに愛建協の事務局へ連絡する。

第3章 大規模災害発生時における活動

(災害対策本部の設置)

第4条 愛建協会長は、次の各号に掲げる場合において、愛建協内に災害対策本部（以下「災対本部」という）を設置する。

- (1) 愛知県下において、大規模災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合
- (2) 関係行政機関等より、災害復旧支援の要請があった場合
- (3) その他会長が必要と認めた場合

(災対本部の組織)

第5条 災対本部の組織は、以下のとおりとする。

- (1) 本部長には愛建協会長があたり、災対本部を統括し指揮監督する。
- (2) 副本部長には愛建協副会長があたり、本部長を補佐し、本部長が指揮監督できないときは、本部長が事前に指名した順序により職務を代行する。
- (3) 災対本部に事務局を設置し、実務を統括する。事務局長は専務理事とする。

(災対本部の活動)

第6条 災対本部は、愛建協が行う災害復旧対応の基本方針を決定し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達
- (2) 関係行政機関等との連絡調整
- (3) 関係行政機関等からの協力要請に基づく災害復旧支援及び会員会社との調整
- (4) 他県建設業協会との情報連絡

(予備本部の設置)

第7条 大規模災害により、愛知建設業会館の使用が困難になった場合は、愛建協会長、副会長又は理事会社の事務所等を予備本部として使用する。

第4章 防災訓練

(防災訓練)

第8条 愛建協は、災害協定を締結している関係行政機関等が実施する防災訓練へ積極的に参加するとともに、自主的な防災訓練を定期的、継続的に実施することにより問題点を洗い出し、平常時の取り組み状況の見直しを行う。

第5章 広域的な応援・協力体制

(広域的な応援・協力体制)

第9条 広域的な大規模災害が発生し、一般社団法人全国建設業協会が災害対策協力本部を設置し、他府県建設業協会への応援等の要請があった場合、又は隣接する他県建設業協会から直接応援依頼があった場合は速やかに対応する。

附 則

本行動計画は、平成25年12月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 本行動計画は、平成27年9月29日から施行する。

(その他)

2 本行動計画に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 本行動計画は、平成30年4月24日から施行する。

(その他)

2 本行動計画に必要な事項は、別に定める。